

(駐車料の変更)

第 6 条 甲は、施設の改善または一般物価の変動等により、必要と認めるときは、管理規約第 4 4 条により駐車料を変更することができる。なお、その場合は 1 ヶ月の予告期間を置くものとする。

(解 約)

第 7 条 本契約期間中に解約しようとするときは、甲または乙は、1 ヶ月前迄におのおの相手方に予告しなければならない。

(契約の解除)

第 8 条 乙が本契約に違反したときは、甲は本契約を解除することができる。

2. 前項において、甲が損害を蒙ったときは、乙はそれを賠償しなければならない。

(契約期間)

第 9 条 本契約の有効期間は、平成 年 月 日より、平成 年 月末日までとする。ただし、期間満了の 1 ヶ月前迄に甲又は乙より、解約の予告がない場合は、更に 1 ヶ年間、本契約は更新されるものとし、以後この例による。

(機械式駐車場)

第 10 条 機械式駐車場の駐車車両規格は次の通りであり、入庫方法は、すべて後進入庫とする。なお、下記数値内であっても、車種により収容できない場合があるため留意すること。また、乙が、機械式駐車場の操作鍵を紛失した場合は、甲に対し、損害賠償の責任を負う。

三段式駐車場	上 段	中 段	下 段
全 長	5,000mm	5,000mm	5,000mm
全 幅	1,850mm	1,850mm	1,850mm
全 高	2,100mm	2,100mm	1,550mm
重 量	1,900kg	2,250kg	1,900kg

(送信機)

第 11 条 駐車場出入口開閉用の送信機は、契約締結と同時に、甲が乙に対して 1 個に限り貸与するものとし、乙が責任をもって管理する。なお、送信機の電池は乙の負担とする。

2. 送信機を紛失または、破損した場合は、直ちに甲へ届け出、甲が送信機の購入または、修繕等に要した費用を乙から徴収し、再度、乙に貸与する。
3. 乙は、紛失した送信機を発見した場合、直ちに甲へ返還しなければならない。その際、その送信機が使用可能な場合に限り、甲は、再貸与時に徴収した費用のうち、半額を乙に払い戻すものとする。